

**洲本市介護予防・日常生活支援総合事業  
GENKI すもっとトライ教室に係る委託事業者 募集要領**

令和2年8月27日

洲本市役所 健康福祉部 介護福祉課

## 目次

I 趣旨	1
II 教室について	1
III 事業者の応募資格	1～2
IV 応募申込	2
V 応募申請	2～3
VI 委託事業者の選定等	3
VII 質疑	3
VIII 留意事項	4
IX 問い合わせ先	4

### 【参考資料】

(募集要領:別添1) 令和2年度第一回 GENKI すもっとトライ教室応募期限等 について	5
(募集要領:別添2) 令和2年度第一回 GENKI すもっとトライ教室確認項目及 び書類審査評価項目について	6～7

## I 趣旨

洲本市介護予防・日常生活支援総合事業第1号生活支援事業「GENKI すもっとトライ教室」(以下「教室」)を効率的かつ効果的に実施するため、当該業務を委託する者を募集する。

## II 教室について

### 1. 概要

訪問評価プログラム(3回)、通所プログラム・生活機能トレーニング(合計で27回ともに送迎付き)、ケア会議(2回)、モニタリング(2回)を一体的に実施し、下記のとおり利用者に必要な支援を行う。

- (1)身体機能・認知機能及び体力の改善に向けた支援
- (2)健康管理・栄養状態の維持・改善に向けた支援
- (3)日常における基本的動作及び応用的動作の改善に向けた支援
- (4)生活環境の改善に向けた支援
- (5)利用者が定めた自立に向けた最終目標達成のための支援

※訪問評価プログラム・通所プログラム・生活機能トレーニングは1週間に1回又は2回とし、連続した日で行わないものとする。

## III 事業者の応募資格

次のいずれにも該当する法人であって、当該法人が運営する事業所又は病院若しくは診療所(以下「事業所等」という。)において適切な教室の運営が確保できると認められるものとする。

1. 当該事業所等が洲本市、南あわじ市又は淡路市の区域内に存し、かつ、次のいずれかに該当すること。ただし、(2)及び(3)に掲げる事業所等にあつては、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第127号)別表第5項口に掲げる運動器機能向上加算の対象となる事業所等であること。
  - (1) 法第115条の45の5第1項の規定により第1号通所事業を行う事業所として指定を受けていること。
  - (2) 法第115条の2第1項の規定により介護予防通所リハビリテーション(法第8条の2第6項に規定する介護予防通所リハビリテーションをいう。)を行う事業所として指定を受けていること。
  - (3) 法第115条の11において読み替えて準用する法第71条第1項の規定により介護予防サービスを行う病院又は診療所として指定があつたものとみなされていること。
2. 介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。)第140条の69第1号に掲げる基準に適合していること。
3. 応募の日から起算して過去2年間において、業務を行う上で関係法令に違反するような不正又は不誠実な行為やその他の犯罪を行ったことのない事業者であること。
4. 応募の日において、破産手続き、再生手続き等が開始されていない事業者であること。

5. 国税及び地方税を滞納していない事業者であること。
6. 市民税・県民税の特別徴収義務者の場合、特別徴収を実施している、又は実施予定であること。
7. 洲本市暴力団排除条例に定義する暴力団及び暴力団員ならびに暴力団密接関係者でないこと。
8. 当該事業所等に、教室の適正な運営に必要となる員数以上の次に掲げるプログラムの提供にあたる職員(以下「従事者」という。)が配置されること。
  - (1) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士
  - (2) 保健師、看護師、准看護師、歯科衛生士、管理栄養士等
  - (3) 健康運動指導士、健康運動実践指導者 その他(1)又は(2)に掲げる職員の指示を受けてプログラムの提供に当たる職員
10. 施設基準
  - (1) 実施場所  
通所プログラム提供において、利用者 1 人当たり 3 m<sup>2</sup>以上確保することができ、通所プログラムと指定事業の利用者総数が指定の運営規定の定員を超えずに実施できること。
  - (2) 相談室  
遮へい物の設置により相談内容が漏えいしないように配慮された場所を備えていること。
  - (3) その他の設備等  
静養室、消火設備その他非常災害に際して、必要な設備並びにプログラムの実施に必要なその他の設備および備品等を備えていること。

#### IV 応募申込

応募申込にはつぎの書類を提出すること。

##### 1. 提出書類

- (1) GENKI すもっとトライ教室に係る応募申込書

##### 2. 提出先

洲本市役所介護福祉課長寿支援係窓口へ提出すること。 GENKI すもっとトライ教室に係る応募申込書を確認次第、応募申請における必要な書類(企画提案書類等)を配布するものとする。

#### V 応募申請

応募申請にはつぎの書類を提出すること。

##### 1. 提出書類

- (1) GENKI すもっとトライ教室に係る応募申請書(応募様式第 1 号)
- (2) 納税証明書(国税、地方税) ※写し可
- (3) 個人住民税特別徴収実施確認書(応募様式第 2 号)
- (4) 暴力団排除に関する誓約書(応募様式第 3 号)

(5) 企画提案書(応募様式第4号)

※その他洲本市が必要と認める書類

※後日プレゼンテーション及び面談を実施する。

※提出後市からの問い合わせに対応できるよう、書類一式の控えは保管すること。

## 2. 提出先

(1)～(5)のすべての書類について、洲本市役所介護福祉課長寿支援係窓口へ提出すること。  
プレゼンテーション及び面談の日程は後日洲本市役所介護福祉課長寿支援係より電話連絡する。

## 3. 受付期間

月曜日～金曜日(祝日を除く) 午前8時30分～午後5時00分

## 4. 申請の無効

次のいずれかに該当する場合は申請を無効とする。

- (1) 選定に対する不当な要求を行った場合
- (2) 書類に虚偽又は不正があった場合
- (3) その他の不正な行為があった場合

## VI 委託事業者の選定等

### 1. 選定手順

(1) 応募申請書の受理

(2) 書類審査

(3) プレゼンテーション、面談審査

①プレゼンテーション及び面談は、提出された企画提案書等をもとに行うものとする。

※必要に応じてパワーポイントを使用してもよい。この際投影資材は当方で準備するが、その他資料等については、応募者がすべて準備すること。

②出席者は1事業所あたり3名以内とし、業務担当となる保健・医療専門職は出席すること。

③プレゼンテーションは30分以内で実施。終了後に面談、質疑応答を30分以内で実施すること。

(4) 郵送及び電話連絡にて選定結果を通知

(5) 選定した事業者と、委託契約を締結

## VII 質疑

本教室や応募に関して等の質問は、『質問票(応募様式第5号)』にてFAXのみで受付を行うものとする。(FAX番号 26-0552)。

※質問及び回答の内容は、適宜洲本市ホームページにて掲載するものとする。

※質疑への回答には相当期間を要する場合がある。

## VIII 留意事項

1. 提出書類の作成等、応募に要する経費は、選定、不選定にかかわらず、すべての応募事業者の負担とする。
2. 提出書類の内容等に虚偽その他不正等があった場合は、委託契約の取り消し、委託料の支払いの取り消し、または委託料の返還を求めることがある。
3. 提出書類の返却は行わないものとする。
4. 応募後、辞退する場合は速やかに洲本市介護福祉課長寿支援にその旨を記載した書面(任意の様式)を提出する。

## IX 問い合わせ先

〒656-8686

洲本市役所 介護福祉課 長寿支援係

【電 話】 26-0600

【F A X】 26-0552